

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
流通委員長 濱 田 繁 敏

第二種金融商品取引業登録に係る社内規則のひな型について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、改正金融商品取引法が遅くとも5月29日までに施行される予定ですが、改正法第29条の4では、第二種金融商品取引業の登録申請に関して、認可又は認定金融商品取引業協会（第二種金融商品取引業協会等）に加入するか、当該協会の定款その他の規則に準ずる社内規則を作成し遵守するための体制整備をしないと、登録を拒否しなければならないとされ、現在第二種金融商品取引業登録をして、かつ第二種金融商品取引業協会等に加入していない事業者についても、改正法に規定する社内規則を作成し、遵守するための体制整備が必要になりました。

そこで、当協会のほか不動産関係団体（FRK、全宅連、全日）は、該当する宅地建物取引業者が、第二種金融商品取引業協会等に加入しない場合の対応について、金融庁、国土交通省との間で協議を行い、各社が社内規則を作成するための5種類のひな型を作りましたのでご案内させていただきます。

なお、該当する会員に対しては、別途調査をさせていただきますが、当協会ですべてに第二種金融商品取引業の登録状況を把握できていない場合がありますので、ご不明な点があれば、至急お問い合わせください。また、今後、第二種金融商品取引業に関する研修も実施しますので、その際は是非ご参加ください。 敬 具

記

1. ひ な 型 (1) 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則
(2) 投資勧誘及び顧客管理等に関する規則
(3) 第二種内部管理統括責任者等に関する規則
(4) 反社会的勢力との関係遮断に関する規則
(5) 個人情報の保護に関する規則

注) 当協会HPにPDF版を掲載しています。WORD版が必要な場合は、下記までご連絡ください。

2. 問合せ先 事務局 原田 TEL 03-3511-0611
E-mail tk-hd@post.sannet.ne.jp

以 上